

船橋市業務委託等指名業者選定審査会要綱

(設置)

第1条 業務委託、測量等コンサルタント（工事に係る実施設計及び監理の委託契約を除く。）及び物品の賃貸借（以下「業務委託等」という。）契約に係る指名業者を適正かつ公正に選定するにあたり必要な事項を審査するため、船橋市業務委託等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる審査員をもって組織する。ただし、次の各号に掲げる者を置いていない場合にあつてはこの限りでない。

- (1) 副市長
- (2) 局長
- (3) 教育次長
- (4) 当該契約を主管する部長
- (5) 当該契約を主管する次長
- (6) 当該契約を主管する課長

(会長)

第3条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を掌握し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を局長又は教育次長（局長及び教育次長を置いていない場合にあつては当該契約を主管する部長）が代理する。

(議事)

第4条 審査会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 審査会の議事の進行及び整理は、会長が行う。
- 3 審査会は、過半数の審査員がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査の特例)

第5条 別表第1に掲げる所属及び設計額に該当する案件の審査会については、第2条の規定にかかわらず、同表に掲げる審査員をもって組織し、当該案件の決裁責任者（船橋市予算会計規則別表第1に定める者をいう。以下同じ。）が招集し、主宰することができる。

- 2 設計額が1,000万円以下の業務委託等に係る指名業者を選定する場合は、第2条及び前項の規定にかかわらず、審査会を省略し、当該契約を主管する課長を選定することができる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審査会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 審査会に出席し、又は関係した職員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(審査会の開催時期)

第8条 審査会は、財務会計システムで指名業者の選定を必要とする業務委託等に係る予算執

行の登録をした後に行うものとする。

2 審査会を開催する時間的余裕がないときには、指名業者選定書の稟議をもって代えることができる。

(指名業者選定書の作成)

第9条 審査員は、審査会において指名業者を選定したときは、指名業者選定書に署名又は押印するものとする。

(審査会後の処理)

第10条 当該契約を主管する課長は、審査会において指名業者を選定した後、直ちに当該業務委託等に係る決裁責任者の決裁を受けなくてはならない。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、当該契約を主管する課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行し、平成16年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この規程は、平成18年1月25日から施行し、平成18年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。

別表第 1

所属	設計額	審査員
健康福祉局又は建設局	5,000 万円を超え 1 億円以下	局長 当該契約を主管する部長 当該契約を主管する次長 当該契約を主管する課長
	1,000 万円を超え 5,000 万円以下	当該契約を主管する部長 当該契約を主管する次長 当該契約を主管する課長
教育委員会	5,000 万円を超え 1 億円以下	教育次長 当該契約を主管する部長 当該契約を主管する課長
	1,000 万円を超え 5,000 万円以下	当該契約を主管する部長 当該契約を主管する課長
その他の所属	1,000 万円を超え 5,000 万円以下	当該契約を主管する部長 当該契約を主管する次長 当該契約を主管する課長